

2019年認定事業主

松屋製粉株式会社



行動計画期間

平成29年2月1日～平成31年3月31日

取組内容

- ①育児・介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度について、社内のイントラネット掲示板に資料を掲示して、従業員に閲覧できるようにし周知した。
- ②育児休業等を取得し又は子育てを行う女性労働者が、就業を継続して活躍できるよう、労働者の職業能力の開発及び能力向上に資する通信教育の情報提供を行った。

企業のコメント

今回、はじめてのくるみん認定となり大変嬉しく思います。年次有給休暇の計画付与制度の導入など社内制度の整備や、育児休業制度の周知・啓蒙活動を行うことでの育児休業・休暇の取得実績などが評価されたと考えております。今後は育休取得者との連絡を定期的に取りなどの職場復帰がしやすい環境をすることにより一層力を入れていくことで、2回目の認定を目指し取組みをしてきたいと思っております。

また、くるみんマークは、ホームページ掲載や名刺などに付けて活用させていただきます。

男性育児休業取得者のコメント

今回子育ての部分で妻をサポートしたいと思い育休を取得しました。会社が積極的に男性の育児休業に関する情報を発信してくれているため、取得がしやすかったと思います。子供の成長が間近で見られて嬉しく思います。